

開 議

○蒲生光男議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、遠藤健司企画調整課長が欠席のため、谷澤秀一企画調整課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○蒲生光男議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、順次ご指名いたします。

今泉春江議員の質問

○蒲生光男議長 順位1番、議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 皆様、おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。

私は、市民の声を市政に届け、暮らしと福祉、防災最優先の市政実現を市民の皆様にお約束してまいりました。この立場から、原発からの撤

退と放射能から市民を守る市政についてと高過ぎる国保税を引き下げることの2点で質問いたします。

まず、原発からの撤退を目指し、放射能から市民を守る市政についてお尋ねします。

原発は今まで安全と政府も電力会社もずっと言い続けてまいりました。共産党は、もともとから危険性を指摘してきましたが、今回の福島原発事故が、安全どころか、いかに危険で恐ろしいものかを事実で証明しました。福島原発事故は、5カ月たった今でも収束しておらず、被害が広がる一方で、今後どんな危険をもたらすか予測すらできません。

原発は核燃料を燃やして電力をつくる装置ですが、そもそも現在の原発の技術は未完成で、冷却水のコントロールがきかなくなれば大事故を起こします。また、核燃料を燃やす過程で必ず出る放射能を完全に閉じ込めておく技術が完成していません。さらに本質的な問題として、莫大な使用済み核燃料を処理する技術を持っていません。まさにトイレのないマンションです。このため、一たび放射能が放出されれば、その被害は深刻で広範囲にわたり、時間的にも放射能の危険がなくなるまで数万年から1,000万年もかかるとされており、飛行機や列車などの事故とは質的に全く異なった危険をもたらします。

この原発が、有数の地震・津波国である日本に54カ所も置かれており、しかも福島だけでなく、近くには新潟の柏崎刈羽原発があり、ここで事故が起こった場合には、長井市などは福島原発以上の危険にさらされる可能性があり、他人事ではありません。

こうした事実を考えれば、安全神話をきっぱりと断ち切って、原発から速やかに撤退し、電力は自然エネルギーで生み出す方向に大転換すべきと考えます。

そこで、第一に市長にお聞きしたいのは、この原発にかかわって、小学館発行の雑誌「SA

PIO」8月3日付号が、旧動力炉核燃料開発事業団、いわゆる動燃が、放射性廃棄物の最終処分場の適正地区として長井市を認定していたと報じた問題です。この雑誌が長井市で市販される前にこれを知った共産党と私は、早速市長にこの件を知らせ、市としての関与をただし、対応について要請を行いました。市長は、市として一切関与しておらず、こんな認定は許せないし、処分場は絶対受け入れないと表明され、8月1日の市報でこの点を明らかにされました。これは、雑誌報道を知った市民が心配を募らせていたときただけに賢明な対処だったと思います。

問題の適正地区は、市の調査で野川木地山ダムのちょうど北にある安部ヶ館山、標高1,054.6メートルであることがわかりましたが、ここに降った雨は木地山ダムに入り、市民の飲み水や農業用水などの水源になります。また、地図で見ると西根地区の川原沢集落が間近です。こんなところに死の灰を埋めること自体大問題ですが、近くを地震帯が走っており、事故が起こらない保証はありません。まさに戦慄を禁じ得ない問題です。

重大なのは、動燃を引き継いだ原子力発電環境整備機構NUMOが、現在も適正地区として候補地にしているのかどうかについてノーコメントという態度をとっており、認定を否定していないことです。「しんぶん赤旗」の記者にも動燃の適正地区認定を引き継いだわけではないが参考にしていないと答え、適正地区認定の否定はしていません。

そこで、市長にお尋ねしたいのは、この「SAPIO」の報道をどう受けとめておられるのかと市としての対応、とりわけNUMOや国の機関に適正地区認定について抗議と取り消しを要請し、その根を断つべきと思いますが、それをなさったかどうかお答えください。

次にお聞きしたいのは、こうした意図を完全

に封ずる上でも市として脱原発の態度を明確にし、脱原発宣言を行ったらどうかという点です。

西置賜革新懇話会が今次市議会に原発からの撤退を求める請願を提出しておりますが、吉村県知事も卒原発を提唱しており、脱原発は日本と世界の大きな流れになってきています。原発にかわる電力エネルギーについては、環境省が原発の総発電能力の40倍の可能性を試算しているわけですから、それへの大転換を図るべきです。

これとあわせ、当面の対策として、原発と放射能についての正しい知識を市民が持つように、講演会や勉強会を市として数多く持つようにしてはいかがですか。私どもが開催した勉強会には40人が参加し、正しい知識が持て、大変勉強になったと好評でした。

また、原発からの撤退を求める街頭署名を何回も行いましたが、1時間で45人が署名するなど、市民の不安と関心は非常に高く、その中には、日本人は2回も原爆にやられて恐ろしさをどこよりも知っているのに原発を許しているのはおかしい、私は前からそう思っていたと言いながら署名して下さった女性の方や、相馬市から長井市に嫁に来ました、嫁に来ていなかったら私は生きていられなかったと思います、だから嫁に来てよかったなどみんなから言われますと若い女性の方が署名されましたが、この不安や関心にこたえることがとても大事だと思えます。

また、市民の皆さんは、放射能は色がなく、形もなく、においもなく、目にも見えず、どこにあるかわからないので困る。どこにどのくらい来ているのか知りたいと言っておられます。そのためにも市が性能の高い測定器を備え、測定した情報をきめ細かく知らせていただきたいし、また、市民にも手軽に利用できる測定器をあっせんするなどの対策をとるべきだと思います。そして、市民の放射能に対するさまざまな不安

や問題に対応できるように、相談窓口や放射能対策室、係などを置く必要があるのではないのでしょうか。

よく「がんばれ、東北」と連帯の言葉が交わされますが、原発で被災された皆さんの最大の願いは二度と原発事故を起こさないこと、原発からの撤退です。この願いを実現することこそ本当の連帯ではないのでしょうか。市は、こうした放射能の被害から市民を守り、原発事故を根絶するために全力を挙げるべきと思いますが、どうでしょうか。お答えください。

次に、国民健康保険の問題で伺います。

国民健康保険法は、国保を社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度と定めています。ところが社会保障どころか、高過ぎる国保税が市民生活を圧迫し、ついには払うことができず保険証が取り上げられたり、窓口負担が大変で医者にかかれないなどの深刻な事態が広がっています。どんな人でも病に侵されます。そのときだれもが、いつでも、安心して医者にかかり、最高の医療が受けられるようにすることは、市政が最優先で取り組むべき課題だと思います。

今年度から国保税が平均17%上がり、1世帯当たり16万6,000円、1人平均9万2,600円となりました。所得300万円の3人家族では前年比で20.5%、7万7,700円も上がり、保険税は45万6,300円となっています。所得の15.2%にもなります。

私が直接お聞きした方の中にもひとり暮らしで69万円、3人家族で51万円の方がおり、収入が減る一方なのに何でこんなにと怒りを訴えられました。また、保険料が高く、頭にきて妻に八つ当たりしていると、保険税が円満な家庭を壊している例もお聞きしました。高過ぎる国保税に市民は悲鳴と怒りの声を上げている、これが実態です。

また、6月30日時点の資料を見ますと、国保

加入世帯は3,927世帯で、そのうち滞納世帯は430世帯、加入世帯の11.1%、金額にして4,360万円、滞納繰越金は734世帯で2億7,150万円、1世帯当たり37万円となっています。加入世帯の2割にも及ぶ世帯が滞納し、こんな莫大な金額が滞納になる原因は何でしょうか。自分や家族の医療のために、何をおいても国保税は払いたい、しかし高過ぎて払いたくても払えないというのが実態ではないかと思いますが、どうでしょうか。このような滞納の原因を市はどのように考えておられるか伺います。

また、国の通達により、滞納金の強制取り立て、差し押さえが行われ、当市でも昨年度は387件、うち323件、83.46%が預貯金の差し押さえを受けています。中には振り込まれた給料から差し押さえられたという人の訴えも聞きました。これは生活費の差し押さを禁じた違法な取り立てと言うべきです。

生活を著しく窮迫させるおそれのある場合、地方税法では市長が滞納処分の執行を停止することができるとしており、最近の国会での政府答弁でも、口座入金後でも生活費の差し押さえはあってはならないとしております。こうした点からも強制取り立てはやめ、滞納については市民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談収納活動に転換すべきと考えますが、どうでしょうか、伺います。

次に、国保税滞納者からの保険証の取り上げについて伺います。

6月30日現在で保険証を取り上げられ、医療費の窓口支払いが全額となる資格証の発行が76世帯、117人となっています。また6カ月有効の短期証の発行が169世帯、385人となっています。

国保税を1年間滞納し、保険証を取り上げられた人が、医療費の全額を窓口で払うことなどできるのでしょうか。事実上、病気になっても医者にはかかれなくなるのではないのでしょうか。

+

保険証を取り上げられた方が病気にならないとは考えられません。とても心配です。

そこでお伺いしたいのは、保険証を取り上げられた方々が病気になったときどうしておられるのかお答えください。

社会保障として医療を保障するとした国保が機能せず、命まで脅かすものとなつてはいけません。このため、政府も国会での追及で、払えるのに払わないと証明できた場合以外は資格証の発行を控えると答弁しています。

私は、高過ぎる国保税を引き下げ、軽減も行い、滞納した場合も強制でなく相談に乗って納入を促進するなどの対策を強め、保険証の取り上げは行わないようにすべきと思いますが、どうですか。

次に、窓口負担の軽減について伺います。

この件については6月議会でも取り上げ、医療窓口での未払いがどうなっているかを調べ、減免措置を講ずるよう要請いたしましたが、その後の対応はどうなっているのでしょうか。

窓口で医療費を払わなければ、次からはその医療機関には行けなくなる心配があります。そうなれば病気を悪化させ、命にもかかわる事態になりかねません。医者にかかっている医療費や薬代を支払えないため、「先生、お金がないのでもう来られない」と断っていく方もおられると聞きました。

このため、国保法第44条は、市町村が国保加入の低所得者を対象に窓口負担を軽減、免除する制度をつくるよう定め、自治体独自の上乗せも認めています。長井市の場合どうなっているのでしょうか。市は、お金がなくて医療が受けられない人が出ないように万全の対策をとるべきと思いますが、その対策をお聞きします。

これらの対策をとる上で重要なことは、何と云っても市民の健康と命を最優先で守るという立場にしっかりと立つことではないでしょうか。国がそれに反することをやる場合はきっぱりと

反対し、そのような政治から市民を守るために力を尽くすことではないでしょうか。

私は、以上のことから、市が国保問題を最重視し、思い切った対策をとるよう要請します。

確かに財源が問題になりますが、それは一切の無駄を省き、優先順位も厳しく吟味して生み出す必要があります。しかし、本来、命のかかった問題は、金のあるなしでは放置できないと思います。

ところで、一般会計の繰越金ですが、2010年度は4億4,400万円の繰越金が見込まれています。国保特別会計でも6,750万円を繰り越しています。国保税は4,000万円があれば、1世帯平均1万円引き下げることができます。7,000万円あれば、1人1万円の引き下げが可能です。このようにすれば市民の暮らしはどんなに助かり、何よりも市政への信頼と生きることへの喜びと希望を呼び起こすと確信します。繰越金があっても市民の切実な願いである国保税の軽減には回さない、金があっても命の保障である国保には回さない、これでは市民の納得は得られないと思います。

既に山形市、庄内町、寒河江市では2億3,000万円も一般会計からの繰り入れを行っています。日本一幸せに暮らせるまちを目指す長井市でも一般会計から国保会計へ思い切った繰り入れを行い、国保税を引き下げるとともに、国保を市民の健康と暮らしを守る力強い制度にさせていただくよう強く望みます。

最後に、市民の健康づくりについてお尋ねします。

市民の健康状態はどのようになっていますか。本年度の検診の進みぐあいはどうでしょうか。西根、豊田地区では血圧の高い方が多いとお聞きしましたが、その予防や改善のため、どのような対策をお考えでしょうか。減塩運動などの食生活改善や健康増進の運動普及などで、市民の健康づくりにさらに力を入れていただき

たいと思います。市と市民が一丸となり健康づくりに取り組み、健康で幸せな暮らしを送れるよう心から願って、質問を終わります。（拍手）

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。今泉議員のご質問にお答えいたします。

今泉議員からは、大きく2点、質問をちょうだいいたしました。

まず、最初の原発からの撤退と放射能から市民を守る市政についてお答え申し上げます。

(1)の動燃による放射性廃棄物最終処分場の当市認定問題についての対応はについてでございますが、これは、ただいま今泉議員からも壇上でご質問ありましたように、7月下旬に今泉議員と共産党の役員の方で、この雑誌が発行された翌日だったと思いますけれども、この記事の事の重大さから、しっかりとした対応をすべきでないかというようなことで要請に來られました。大変ありがとうございます。

この記事のもとになった調査でございますけれども、平成17年3月30日、地層処分にかかわる調査報告書の公開についてという報告書で、核燃料サイクル開発機構がまとめたものだったようでございます。この組織は、日本原子力研究所と動燃を統合・再編いたしましたして、平成17年10月に独立行政法人の日本原子力研究開発機構となったということは、これは議員もご指摘のとおりでございますが、そこでこの組織の広報部に直接問い合わせましたところ、以下の3点が明らかになりました。

まず1点目でございますが、報告書自体は旧動燃事業団が今から約25年以上前の昭和58年から昭和62年度に実施した研究開発報告書として公開しているものだということ。2点目、しかし、昭和62年に旧動燃事業団は処分予定地の選定の役割がなくなり、その後の調査はなされず、具体的な候補地を選定しないまま途中で終了し

たものだということでございます。つまり実質的にこの報告書はもう活用されていないということでございます。3点目、現在は処分予定地の選定には原子力発電環境整備機構、これはNUMOでございますが、これによりまして全国の市町村を対象に公募方式により進められているということでございます。つまり、これは議員からもご指摘あったんですが、自治体が応募しない限り処分予定地の選定はあり得ないということでございます。

これは発表のありました平成17年の当時にすぐに長井市が抗議をするというのが、受け入れる意思がなかったらですね、これは一番の筋なわけでございますが、その際、詳しいことはわかりませんが、私の知る限りではそういう抗議はしなかったということでございます。

今回の雑誌の記事によって抗議をするというのはやっぱりちょっと違うのではないかなというふうに思います。そのため、抗議と取り消しの要請までは必要ないというふうに判断したところでございます。

次に、2点目でございますが、市として脱原発の態度を明確にし、脱原発宣言を行ったかどうか、吉村知事も卒原発を提唱しているということでございますけれども、これは議員のご指摘のとおり、もう既に日本あるいは世界の大きな流れだと思えます。吉村知事の卒原発宣言は、ことしの7月12日、秋田市で開かれました全国知事会議で滋賀県の嘉田知事と共同アピールを宣言したものであり、内容は、放射能廃棄物の処理の困難さ、あるいは健康や環境へのリスクなどがある原発から自然エネルギーへの転換を目指すべきであるというものでございます。

私の考えは、議員おっしゃるとおり、先月の市報でも掲載したとおりでございますが、これは今でも変わっておりません。私は、やはり財政が幾ら苦しくとも、今後とも長井市が私たちの子々孫々に恥じるような、あるいは禍根を残

+

すような施設を受け入れることはするつもりは全くありませんし、そういう意味ではご安心いただきたいというふうに思います。

エネルギーについてでございますが、エネルギー消費量と文化的な生活や、あるいは国内総生産GDPは密接な関係があります。エネルギーの問題は、国のエネルギー白書2010年によりますと、海外依存度が96%と高い状況でございます。エネルギー構造の転換に向けた政策は、やはり国レベルで考えていかなければならないというふうに思います。中・長期的な観点から、エネルギー自給率を高めていくためには再生可能エネルギーの導入は今後ますます重要になると思われまふ。今、私たち地方が考えなければならぬことは、地域特性に応じたエネルギー施策を講じていくこと、例えば長井市では、豊富な水を生かした小水力発電あるいはマイクロ水力発電など、さらに太陽光やバイオマスなどについても今後調査研究を重ねながら、エネルギーの需給体制を具体的に構築していくことが肝心だと思ひます。そのために、国、県には法律上の規制緩和や財政的な支援策を求めながら、一緒に考え、行動していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、原発からの撤退と放射能から市民を守る対策ということでございますが、今泉議員からはいろいろご指摘を、ご提言もいただきました。市が性能の高い測定器を備えまして、測定した情報をきめ細かく知らせていただきたいし、また市民にも利用できる測定器をあっせんするなどの対策をとるべきでないかとか、あるいは講演会や勉強会を市としても数多く持つようにしてはいかかがか、またさらには市民の放射能に対するさまざまな不安や問題に対応できるように相談窓口や放射能対策室、係などを置く必要があるのではないかという点だったというふうに思ひます。

まず、測定器とか情報でございますが、これ

は今泉議員がおっしゃるとおり、放射能というのは非常に恐ろしいと、やはり色も形にもおひも、あるいは目にも見えないということでありまふので、市民の不安は、あるいは議員からのご要望はごもつともだと思ひます。市では現在、県から性能の高い空気中の放射線を測定する機器を借用いたしまして、月2回、市内小中学校のグラウンド8地点で放射能を測定してまふ。また、各小学校のプールサイドの空気中の放射線測定も行っておひます。さらに児童センターや認可保育園、子育て支援センター12カ所でも測定いたしました。すべて安全であることを確認しておひますし、市民にきめ細かくお知らせするため、それらの測定結果を市報や随時ホームページで公表しておひます。

さらに市独自で測定器を所有する必要性を感じておひましたので、長井ライオンズクラブ様からいただきました寄附金、あるいは県の補助制度を活用いたしまして、空気中の放射線測定器を2台発注しておひます。残念ながら生産が注文に追いつかず、納品期限は11月末の予定でございます。納品になりましたら、これもドイツのバートゼッキンゲンの皆様の善意によって送っていただきました測定器についても検証しながら、測定を希望して予約いただく市民の方に放射線測定器の貸し出しを行いたいというふうに考えておひます。

なお、市で購入予定の測定器は、あくまでも市の管理のもとでいろんな情報を適時市民にお知らせするため使いたいというふうに思ひておひます。

それから、勉強会や講演会でございますけれども、これは市といたしまして、7月5日に放射線と健康に関する講演会を県と長井市の共催の形で、市民に広く呼びかけまして、約200名の参加をいただき、基本的な、基礎的な放射線の知識、人体への影響など、山大医学部の根本教授に講演をしていただきました。個別には食

生活改善推進協議会が6月14日に64名の会員の参加で実施しております。

ご質問の放射線というテーマは専門性も高く、範囲も非常に広いものですので、相当の専門的知識を持った方をお願いすべきものと思いますので、市として単独で取り組むというよりは、県と連携した形が適切であると思われまます。また、これからは例えば小さいお子さんをお持ちの方など、個々のニーズに対応した講演会を関係団体と計画していきたいというふうに思います。

この項の最後でございますが、相談窓口や放射線対策室等々でございますが、新たに放射線対策に関する専門の相談窓口を設置することは今のところ考えておりませんが、今後、測定数値などにおいて深刻な事態が予見される状況にあれば、検討していかなければならないというふうに考えております。

現在は、総務課の危機管理室を中心として、市民課であったり健康課であったり、あるいは教育委員会などと連携しながら、関係各課で連携を密にして、正確な情報と的確な対応によりまして、市民の皆様方の不安を取り除いてご安心いただけるように全力を挙げていきたいというふうに思います。

それでは、次、大きな2点目でございますが、市民の命と健康を守る国保制度にということでございます。

これは、個別にたくさんのご質問をいただいておりますので、私のほうからは総体的なことをお話しさせていただいて、市民課長、健康課長、また、議員からの答弁者には記載されておりますが、税務課長からも答弁いたさせたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、基本的に国保税を引き下げる対策ということでございます。

やはり制度上の問題が大きく我々運営者であ

る市町村長、また被保険者の方にのしかかっているなというふうに思ひます。それは、かつては国の給付率が5割でございました。でも現在は4分の1に減らされた。その4分の1の部分が結局被保険者の負担になっているということでございます。

それで、長井市の約3万人の人口の中で国保の加盟者の方は約7,000名でございますので、4分の1ぐらいの方が国保の制度に入っているわけですが、それ以外の4分の3の方はそれ以外の社会保険であったり共済保険であったり、それぞれの制度において加入されているわけだ。

したがって、最後に今泉議員からご指摘があった、いわゆる法定外、法で定められてない市からの繰り入れをやるべきだということでございますが、事例でおっしゃいました山形市あるいは庄内町、これはいろいろ事情がありまして、寒河江市は行ってないようでございます。山形市の場合は、リーマンショック以降、失業者が急増いたしました。それらについて、国については一部の方について免除するということによって通達だけ来て、財政措置がきちっとされてないと。そういった中でますます国保会計が厳しくなると。山形市も聞くところによりますと、国保の審議会にこれは値上げをしないとたないということだ。答申をしたわけでございますが、それらについてなかなか審議会の賛同を得られなかったということだ。4億5,000万円を、人口規模が違いますので、一般会計から繰り入れしたというような状況でございます。

また、庄内町も7,400万円を今年度からする予定だということだ。でございますけれども、それぞれ事情があるんだろうというふうに思ひます。

そんな中で、なぜ滞納者がふえるのかと、どういふ原因でこの膨大な滞納金額が出るのかということだ。でございますが、やはりこれは国保の特殊性ということもあるかと思ひます。いわゆ

+

る普通のサラリーマン、給与所得者の場合ですと給与天引きで保険料、差し引かれておりますが、国民健康保険制度については加入者の方は給与所得者だけではなくて、やはり自営の方ですとか、そういう方が多いわけですから、そうしますと、生活費のほかにやはりどうしても支払わなきゃいけないということで、どうしても後回しになる可能性があるのではないかなというふうに推測されますが、これらについては詳しくは税務課長のほうから答弁いたさせたいというふうに思います。

病気等々で働けなくて、収入が減ったのにもかかわらず国保税だけは前年度の所得に応じて来るわけですので、そこも非常に問題があると。ですから、じゃあ病気をして働けなくて収入がない人は医者にもかかれぬのかということをご指摘でございますが、そのために生活保護の制度があるわけですので、生活保護になりますとこれはかかりませんので、そういったところでやっぱりセーフティーネットを最終的なラインで見てるわけですが、やはりこれはあくまでも国の制度が非常に懸隔的な部分があると私も思っておりますので、これは前にもお答え申し上げましたけれども、市長会等々でしっかりと国に対して申し上げていきたいというふうに思いますし、野田新内閣が発足して間もないわけでございますけれども、厚生労働大臣には非常に期待しておりますので、そういった意味ではもう少し国民の実態とか、あるいは保険者である市町村の苦勞をよく把握していただいて、一刻も早い制度の改正を、私どもも頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ今泉議員はじめ共産党の皆様にもお力添えをお願いしたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○蒲生光男議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

ただいまの市長の答弁とダブってしまう部分

もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

初めに、国民健康保険税の莫大な金額に及ぶ滞納の原因を市ではどのように考えているかについてお答えをいたしたいと思っております。

まず、滞納者の直接的な原因といたしましては、1つに、失業、病気などによる生活困窮がございます。2つに、住宅ローン、車のローン、学費のローン等の借金過多のため、借金返済が優先で税金は後回しになってしまう。3つに、事業不振、特にリーマンショック以降の景気の低迷がございます。4つに、30歳前後までの若年層の納税意識の低下といえますか、欠如などがあると考えておるところでございます。

また、制度上から見た滞納になりやすい原因といたしましては、1つに、限定的に公的年金からの特別徴収、年金引き去りの制度があるだけで、ほとんど普通徴収、納付書または口座振替による納付制度となっていることが上げられます。サラリーマンの協会けんぽや共済につきましては、給料から天引きですので滞納はほとんどございません。

2つに、加入者は年金生活者である74歳までの高齢者、アルバイトやパート収入の生活者及び農家や商店などの法人化していない個人事業主とその家族がほとんどでありますので、サラリーマンに比較して低所得者であるというふうに言えると思っております。

3つ目といたしましては、さらに、国民健康保険税に限らずですが、税額の算出の際に前年の所得を用いることになっており、特に退職やリストラによる失業で国保に加入された方につきましては、所得が激減した中で高額な税金を納付しなければならないということが考えられます。

以上のように分析しておりますが、先ほど市長も触れましたけれども、つけ加えさせていただきますならば、国民健康保険税の根幹にかか

わることとなりますが、国民健康保険税会計への国庫負担引き上げについて、継続的に要望してまいりことも重要であると思っております。

次に、強制取り立てはやめ、滞納については市民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談収納活動に転換すべきと考えるがいかかにかについてお答えいたします。

税務課収納係では、国民健康保険税に限らず、市税や税外の介護保険料、後期高齢者医療保険料などを取り扱っているすべての科目につきまして、滞納金額が多額になっている方や納付に遅滞が見られる方に対しまして、生活の実態や内情をよくお聞きして現状把握に努めるという観点から、再三にわたり相談に来庁されるよう連絡文書をお届けしております。しかしながら、連絡文書をお届けいたしました大多数の方につきましては、来庁どころか全く反応を示していただけないのが現状でございます。

このような方々に対しましては、他の善良な納税者の皆さんとの公平を著しく欠くことになることから、法令等の定めに従い粛々と滞納処分を実施いたしているのでありまして、やみくもに強制徴収を行っているものではないことをご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○蒲生光男議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 私の方から、国民健康保険の資格証明書交付の方が病気になったときどうするかについて、まず1点目、お答えいたします。

国保の資格証につきましては、1年以上の滞納のある世帯に機械的に資格証明書を交付するのではなく、納税相談等を行い、副市長を委員長とする国保税滞納者に係る措置審査会で審査いたしまして、資格証を交付しております。

7月7日現在では、資格証明書対象293世帯のうち約23%に当たる69世帯に資格証明書を交

付しておるところでございます。また、高校生以下のお子さんのいる世帯には資格証明書を交付せず、短期証を発行しているところがございます。病気で入院、長期通院が必要な場合につきましては、短期証を発行しているところがございます。

一昨年になりますが、新型インフルエンザに感染した場合は、資格証明書でも通常の保険給付と同様に扱うようにとの国の通達もあつたところございました。

また、毎月医療機関で全額を支払い、7割の請求に来られる方も数人おられるということでございます。

2番目のご質問にお答えする項目ですが、医療費の窓口の未払い状況と窓口負担の減免についてお答え申し上げます。

医療費の窓口の未払い状況については、個人情報でありまして、また医療機関の私債権に当たることから、市で調べるのは適当でないというふうに考えているところがございます。

医療費の窓口負担の減免については、長井市につきましては国民健康保険一部負担金の減免等取扱要綱を策定しております。県内13市の中で策定しているのはことしの7月現在で鶴岡市、酒田市、上山市、長井市の4市でございます。

次の繰越金で国保税の引き下げをについてお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、平成22年度の国保特別会計につきましては、名目上6,750万円繰り越しとなっておりますが、これから基金6,000万円取り崩しておりますので、また、前年度繰越金が約8,319万円ございます。この2点を加味すれば、23年度の単年度赤字が約7,560万円ということになります。ということで、ご提案いただいたわけですが、そのとおり実施いたしますと、国保の運営が立ち行かなくなるという心配をしているところがございます。

基金につきましては、不測の事態に備えまし

+

て条例で定めているところがございますが、現在の決算、予算の状況から、約2億円の基金が必要だということでございます。現在既に条例で定めた必要額を下回っている状況でございます。

国保税の税率を引き上げないためには、被保険者の方がきちんと納税していただきまして、健康でできるだけ医療費がかからないようにすることが肝要だというふうに認識しております。滞納額がふえると収入が減少して、さらなる国保税の上昇へとつながってしまいます。そのしわ寄せが完納している善良な国保納税者に來ることになりますので、納税は皆さんにさせていただきたいというふうに思っているところです。

国保税を引き下げてる県内の市町村は現在ございません。それだけ国保財政がどこも厳しい状況になっていることをご理解願いたいというふうに思います。以上でございます。

○蒲生光男議長 松木幸嗣健康課長。

+ ○松木幸嗣健康課長 今泉春江議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

私のほうには、市民の健康づくりの増進についてという項目でございます。

これにつきましては、平成20年度に特定健診、いわゆるメタボ健診と特定保健指導というのがスタートしてきております。この間、受診率等々の話もあったんですが、その結果について、いかなる効果があるものかということは私どもも疑問に思っておりまして、実施の傾向を把握するということが保健指導にとっても重要だなどというふうに思ひまして、特定健診受診者の保健指導に該当する方の異常値を示す項目ごとに統計処理をさせていただいたというところがあります。その結果、血圧の値が県平均52.9%より高い、14.1ポイントほど高い67.0%という数値が出ました。この内容を踏まえまして、地区別、地区的に分析させていただきまして、ご質問にございました豊田、西根地区が高い数値を

示したという形になっております。

こういったことから、臨床の医者とも相談させていただきながら、血圧の指導について、食事、運動、睡眠の基本的な項目について保健指導するという必要があるというふうに考えておるところでございます。

質問にもございましたとおり、減塩という以前には積極的に進めてきた項目はもちろんでございます。こちらについては厚生労働省のほうの日本人の食事摂取基準2010年版では、食塩の1日の摂取量が男子10グラムから9グラムと、女子が8グラムから7.5グラムということで目標が変更になってます。この数値をベースに取り組むということになるかと思っております。

運動についても国の健康づくりのための運動指針を参考にさせていただくということになります。具体的には、6月定例会でも議員の質問にお答えさせていただきましたんですが、食生活改善推進員の方、運動普及推進員の皆さんにこういった状況をご説明させていただいて、薄味の励行であるとか加工品の成分の観察であるとか、生活の中での徒歩、1日1万歩というようなことなどを取り入れていくなど、両組織のほうにミニデイサービス等の活動の内容に反映させていただくように取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、続きまして、検診の進みぐあいはいかがという質問でございますが、こちらのほうは、おかげさまで22年度、4.1ポイントほどですが、受診率がアップするということができました。ということで、本年度も昨年度から受診会場を一気に27カ所ということで、大幅に10カ所ほどふやさせていただきましたし、特に検診申し込みの際、意思表示のない方にも再度検診票を送付するなどというようなことで取り組みましたし、個別の検診等も現段階では行っているということで、昨年よりは間違いなくアップするというような推測をしておるところであります。

さらに今後も追加の会場の設定等も計画しますし、何より市民の方から受診票と実際の検診日がちょっと離れているというようなご意見もいただいておりますので、それに対して検診日の再度の周知等々を考えていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○蒲生光男議長 4番、今泉春江議員。

○4番 今泉春江議員 ご答弁ありがとうございます。時間もないのでちょっと二、三点申し上げます。

NUMOに対しての抗議というような質問でしたが、市長の答弁では、選定は64年に途中で選定というかあれをやめたとしておりますが、赤旗記者の質問では、NUMOに聞きますと、受け継いではないが参考にしているというような答えでしたので、やはりしっかりとこれは文書やなんかで、そういうような向こうからの答えがあったとしても、しっかりとやっぱり文書などで通告というか、そういう抗議を入れていただく必要があるのではないかなと、そうすれば市民も安心できるのではないかなと思います。

そして放射能の対策室ですが、市民は例えば空気中は市民課、農産物は農林課、いろいろなところではばらばらなものですから、例えば総務課などで一つまとまった情報が得られれば大変助かります。あちらこちらとお聞きしなくても大丈夫なわけですから、そういうように情報が一つのところでわかるようにしていただければと思います。

それから、国保税なんですけども、先ほどちょっと寒河江市では繰り入れを行っていないとしましたけども、2億3,000万円、11年の3月議会で引き上げを行ったと私どもでは聞いておりますが、ちょっとそのところを後でまたお聞きしたいと思いますけども、やはり命のかかった問題ですので、皆さん、税務課長もおっし

やいましたけども、再三にわたって相談に乗りますからというようなことで文書などで納税者をお願いしてるとお聞きしましたけども、さらにやっぱりそういう収納促進というか、生活状態などもしっかりとお聞きして、市民の命を守る国保というものがいかに大切かということを最優先していただければと思います。また市長さんにも国に対して市長会などでもさらに申して、さらに国保に対しても引き続き抗議を申し上げていただきたいと思います。

時間がないものですから、このようなことで私の質問を終わらせていただきます。

小関勝助議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位2番、議席番号15番、小関勝助議員。

(15番小関勝助議員登壇)

○15番 小関勝助議員 おはようございます。9月定例会におきまして、私は通告しております2点について順次質問をいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

通告にはありませんが、冒頭に申し上げます。

今回、台風12号、紀伊半島で壊滅的な打撃を受けました。死者、行方不明者、そして被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。本当にことは災害が続発しております。奈良県でも予測不能というような表現をしていますけれども、本当にそういう中で本市はいまだ災害がない大変恵まれた環境、これに感謝を申し上げたいと思いますが、それについても改めて防災の大切さ、災害に対する備え、これが今必要と考えます。そんなことを申し上げながら質問に入ります。

質問の第1点は、長井市の重要事業要望書の早期実現を願うことによりまして、活力ある、

+